

## 「会社法及び法務省令の改正に伴う監査報告の文例」 の公表に当たって

平成 27 年 7 月 1 日  
公益社団法人日本監査役協会

当協会は、会社法及び法務省令の改正に伴う監査報告のひな型の改正について検討を進めているところであるが、注記等多岐にわたる改定が見込まれることから、当面の対応として本年 5 月 1 日以降に決算期を迎える会社に対応を考慮することが必要な個所に限定して、「会社法及び法務省令の改正に伴う監査報告の文例」を公表することとした。

監査役、監査役会又は監査委員会が会社法に定める監査報告書を作成するに当たり、本「文例」を適宜参考にしていただければ幸いである。

文例の主なポイントは、事業報告又は事業報告の附属明細書に記載されている、親会社等との利益相反取引において当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由、についての監査役及び監査役会の意見の記載である（会社法施行規則第 129 条第 1 項第 6 号、第 130 条第 2 項第 2 号）。

なお、親会社等との利益相反取引がなく、会社法施行規則第 118 条第 5 号の事項が事業報告に記載されない場合には監査報告へ記載する必要はないこと、事業報告及び監査報告への記載の対象となる取引は、本年 5 月 1 日の改正会社法施行日以後にされた利益相反取引に限られることにご留意いただきたい。

以上